

岩手中部水道企業団公告第 95 号

不用物品の売払いについて、条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 9 日

岩手中部水道企業団

企業長 北上市長 八重樫 浩 文

岩手中部水道企業団条件付一般競争入札公告

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 公用車の売払い
- (2) 車 名 トヨタ ランドクルーザー

2 入札参加資格

- (1) 北上市、花巻市及び紫波町（以下「企業団圏域内」という。）に住民登録している個人若しくは企業団圏域内に本店、支店又は営業所等を有する法人であること。
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (4) 入札参加者の住所地又は法人の所在地において、市・町税、法人税に納期到来分の未納額がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員その他の反社会的団体及びそれらの構成員でないこと。

3 入札参加申請書の提出等

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申込書【不要物品の売払い用】（様式第 1 号）

イ 添付書類

(ア) 個人の場合

a 住民票

b 印鑑登録証明書

- c 市・町税納税証明書
- d 誓約書【不要物品の売払い用】（様式第2号）

(イ) 法人の場合

- a 全部事項証明書
- b 印鑑登録証明書
- c 市・町税納税証明書
- d 誓約書【不要物品の売払い用】（様式第2号）

(ウ) 添付書類の有効期限

添付書類は発行後3ヶ月以内のものを有効とする。

(エ) 入札に関する権限を委任する場合は、委任状【不要物品の売払い用】（様式第3号）を提出すること。

- (2) 提出方法 持参又は簡易書留、特定記録郵便などの発送と受領が記録される方法により提出すること。
- (3) 提出先 〒025-0004 花巻市葛第3地割183番地1
岩手中部水道企業団 総務課契約管理係
- (4) 受付期間 公告日から令和8年8月21日（金）午後5時まで
持参の場合は土日祝日を除く午前8時半から午後5時15分まで
（正午から午後1時までは除く）

4 入札参加資格審査

一般競争入札参加資格について審査し、令和8年8月28日（金）までに郵送により条件付一般競争入札参加資格確認結果を入札参加申請者へ通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、次により企業団にその理由について説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 令和8年9月2日（水）正午まで
- (2) 提出先 〒025-0004 花巻市葛第3地割183番地1
岩手中部水道企業団 総務課契約管理係
- (3) 提出方法 書面（任意様式）

説明を求められた場合には、令和8年9月4日（金）までに回答する。

5 売払物件の公開日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月20日（木）午前10時から午後3時まで
（正午から午後1時までは除く）
公開する時間は希望者との打ち合わせにより決定する。
公開を希望する場合は、必ず事前に下記へ連絡すること。
総務課契約管理係（電話 0198-41-5315）
- (2) 場所 花巻市葛第3地割183番地1（企業団駐車場）

6 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 方法及びあて先

質問がある場合は、質問書【不要物品の売払い用】(様式第4号)を電子メール(soumuka@iwatetyubu-suido.jp)又はFAX(0198-26-3307)で提出のこと。

(2) 受付期限 令和8年8月24日(月)正午まで

(3) 回答方法 回答書を企業団ホームページに掲載する。

7 入札方法等

(1) 提出書類 入札書【不要物品の売払い用】(様式第5号)

(2) 提出方法 持参又は簡易書留、特定記録郵便などの発送と受領が記録される方法により提出すること。

(3) 提出先 〒025-0004 岩手県花巻市葛第3地割183番地1 岩手中部水道企業団 総務課契約管理係

(4) 提出期限 令和8年9月7日(月)午後5時

8 開札

(1) 日時 令和8年9月8日(火)午前10時

(2) 場所 岩手中部水道企業団会議室

(3) 立会人 開札の立会いは不可能

(4) 立会人以外の傍聴 不可能

9 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同額の入札をした者が複数となった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 最低売却価格 150,000円

11 入札保証金 免除

12 契約保証金 免除

13 契約締結及び売買代金の支払い方法

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、企業団が発行する納入通知書により契約締結までに全額を支払うこと。
- (2) 落札者は、令和 8 年 9 月 15 日（火）までに契約を締結すること。なお、契約締結期限までに契約を締結しない場合は、落札者の決定を取消すものとする。

14 所有権の移転等

- (1) 当該物件の所有権は、売買契約締結と契約金額を完納したのちに名義変更登録を行うこととし、落札者に移転される。なお、所有権移転に係る一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 当該物件の落札者への引渡方法は、現状引渡しとし、引渡し後の不調や故障についての企業団は一切責任を負わないものとする。
- (3) 当該物件の搬出は落札者の負担とし、令和 8 年 9 月 30 日（水）までに搬出すること。

15 用途指定

落札者は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用及びこれに類する用に供することができない。

16 その他

- (1) 入札参加者は、入札説明書、入札心得等に記載する事項を遵守すること。
- (2) 入札において不正又は不誠実な行為があったと認められるときは、落札者の決定を取り消すことがある。
- (3) 入札関係書類は、企業団ホームページ（<https://www.iwatetyubu-suido.jp/>）からダウンロードすること。

17 担当部署

- (1) 入札に関する事項 総務課契約管理係（電話 0198-41-5315）
- (2) 契約後の担当課・係 総務課契約管理係（電話 0198-41-5315）